

第1回「第2期南砺市地域福祉計画」策定委員会

日 時 平成27年10月19日(月)

午後3時30分～

場 所 南砺市役所福野庁舎201会議室

議 事 次 第

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 南砺市地域福祉計画策定委員会設置要綱について
- 4 策定委員、事務局紹介
- 5 委員長・委員長代理の選出について
- 6 議 事
 - (1) 「第1期南砺市地域福祉計画」及び
「第2期南砺市地域福祉計画」について
 - (2) アンケート調査(案)について
 - (3) 今後のスケジュールについて
- 7 その他
- 8 閉 会

南砺市告示第157号

南砺市地域福祉計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

平成27年4月30日

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、平成29年度から平成33年度までを計画期間とする南砺市地域福祉計画（以下「次期計画」という。）を策定するに当たり、幅広く関係者の意見等を反映させ、地域の特性に応じたものとするため、南砺市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌し、必要に応じて市長に提言を行うものとする。

- (1) 次期計画の策定に関する事項
- (2) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民団体関係者
- (2) 保健医療福祉団体関係者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 公募による者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、次期計画の完成の日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 議長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、民生部福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年5月1日から施行する。

(招集の特例)

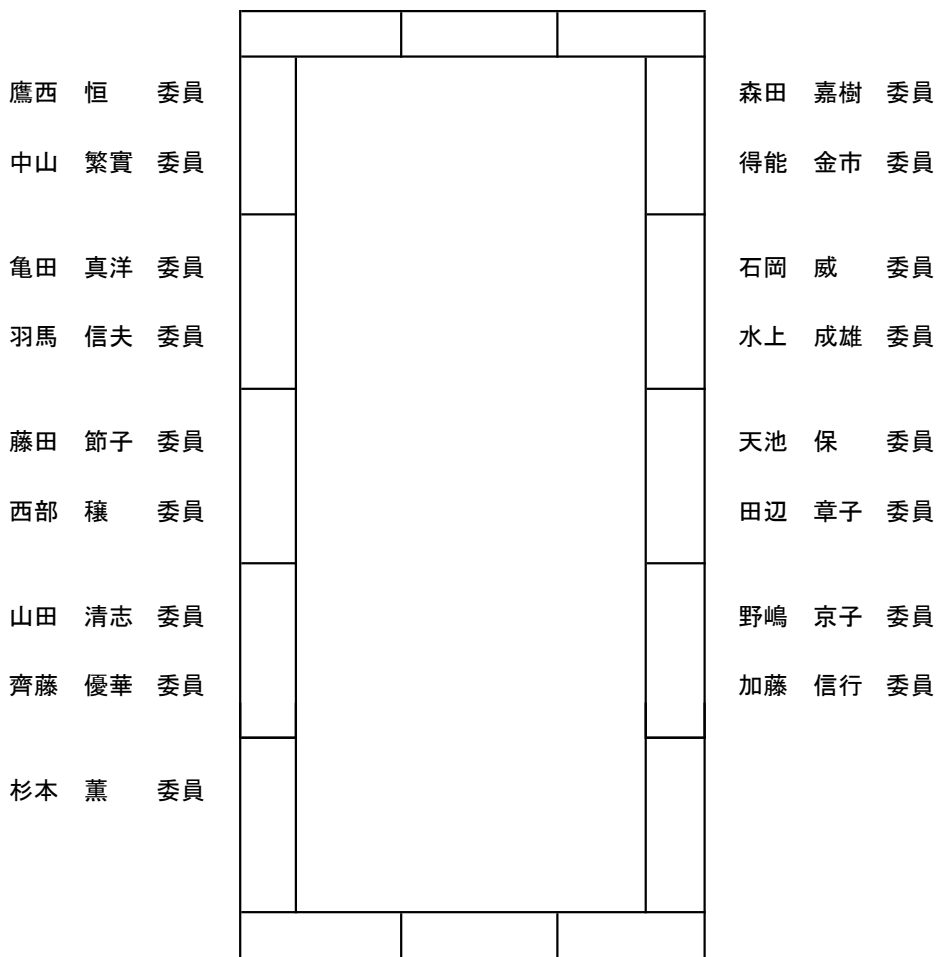
2 最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(この告示の失効)

3 この告示は、次期計画が完成した日限り、その効力を失う。

第2期南砺市地域福祉計画策定委員会席次表

委 員 長
員 長 代 理



傍聴席
傍聴席

民生部長
市長
福祉課長
社会福祉係

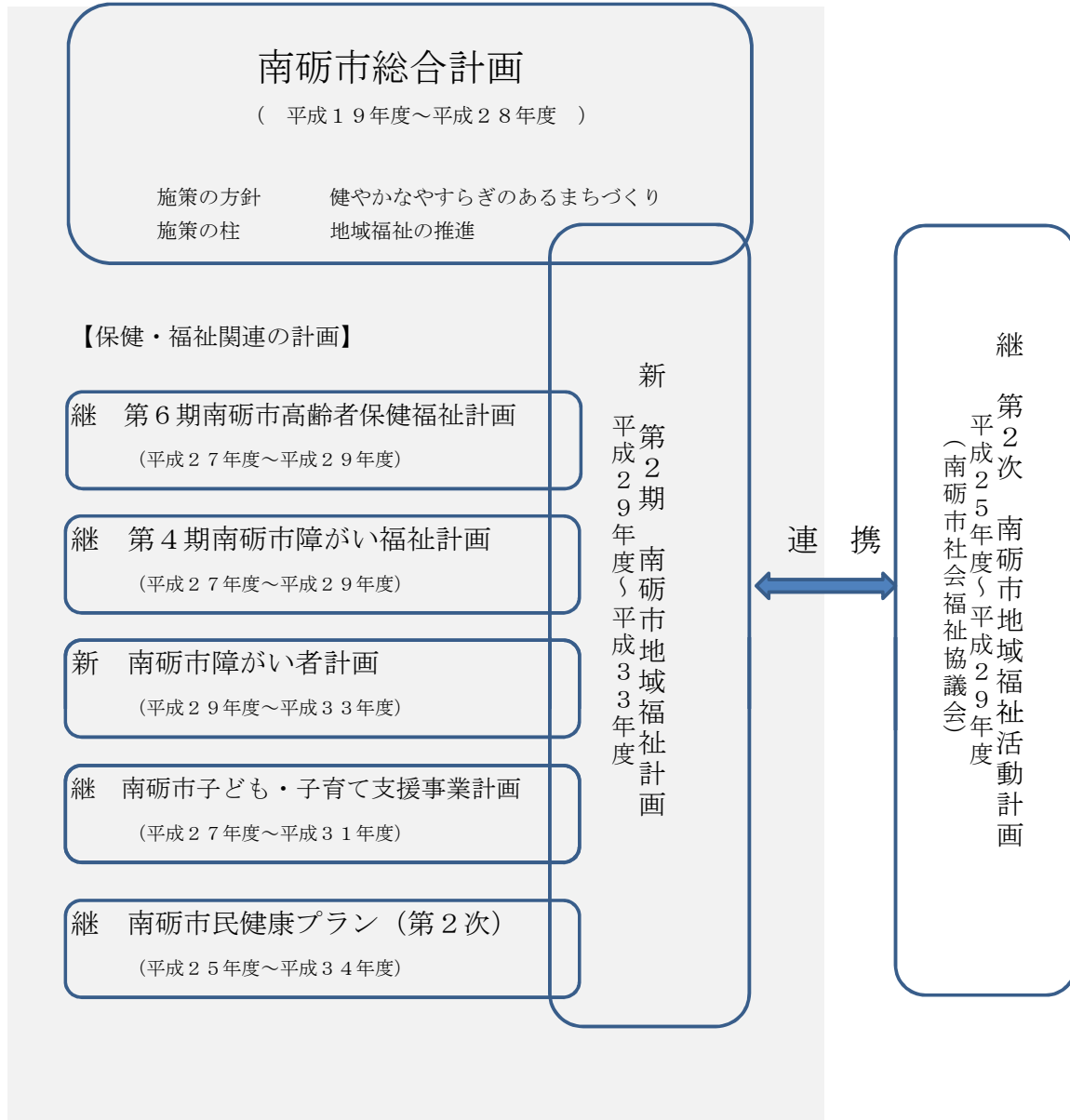
記者席
記者席

受 付



計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に基づいて策定する市町村地域福祉計画です。



地域福祉計画策定のためのアンケート調査票

アンケート調査にご協力をお願いいたします

日頃より、南砺市の福祉行政に理解と協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

南砺市では、この度、平成29年度から5年を期間とする「第2期地域福祉計画」の策定（平成29年3月）に向け、市民の皆さまの地域性や生活課題に合った地域福祉サービスの提供を目指し、今後の地域福祉事業に役立てるため、実情を把握するためのアンケート調査を行うことになりました。日常の暮らしや福祉サービス、今後どうなれば良いかなど、感じておられることをお聞きして、計画の参考にしたいと考えています。

今回の調査の対象者は、住民基本台帳から無作為に抽出させて頂いた18歳以上の3,000名の方をお願いしています。

この調査は、名前を書かずに答えて頂きますので、答えた方が誰かわかったり、答えた内容が明らかにされたりすることはありません。調査票は南砺市個人情報保護条例にしたがい、適切な管理をいたします。

また、答えて頂いた内容は、計画をつくる事や市の福祉を進めるための基礎資料としてのみ使用し、他の目的に使われることは一切ありません。調査の趣旨をご理解いただき、アンケート調査にご協力くださいますようお願いいたします。

平成27年11月 南砺市福祉課

ご記入にあたってのお願い

- ①封筒のあて名の方ご本人が直接回答いただくことが難しい場合は、ご家族や介護者の方などが、ご本人の意向を尊重しご記入ください。
- ②質問の回答方法は、それぞれ質問文に記載してありますので、質問文をよく読んでご回答ください。

③ご記入されたアンケート調査票は、
平成27年11月30日（月）までに、同封の返信用封筒を使って
ご返送ください。

- ※ この調査票についてご不明な点がございましたら、お手数ですが下記までお問い合わせください。
- ※ また、他課のアンケート調査が届いている方におかれましては、ご面倒でも、福祉課のアンケート調査にも、ご協力をくださいますようお願いいたします。

担当課 民生部 福祉課 社会福祉係（井波庁舎）

電話：0763-23-2009

1. アンケートへの回答者

問1. お答えいただくのはどなたですか。(○は1つだけ)

1. 本人
2. 本人の家族
3. 家族以外の方

2. あなた自身のことについて

問2. あなたのお住まいの地区はどちらですか。(○は1つだけ)

- | | | |
|-----------|------------|-----------|
| 1. 城端地区 | 11. 山野地区 | 21. 福光地区 |
| 2. 南山田地区 | 12. 高瀬地区 | 22. 石黒地区 |
| 3. 大鋸屋地区 | 13. 井口地区 | 23. 広瀬地区 |
| 4. 蓑谷地区 | 14. 福野中部地区 | 24. 広瀬館地区 |
| 5. 北野地区 | 15. 福野北部地区 | 25. 西太美地区 |
| 6. 平地区 | 16. 福野東部地区 | 26. 東太美地区 |
| 7. 上平地区 | 17. 高瀬西地区 | 27. 吉江地区 |
| 8. 利賀地区 | 18. 福野南部地区 | 28. 北山田地区 |
| 9. 井波地区 | 19. 福野西部地区 | 29. 山田地区 |
| 10. 南山見地区 | 20. 安居地区 | 30. 太美山地区 |
| | | 31. 南蟹谷地区 |

問3. あなたの性別をお答えください。(○は1つだけ)

- | | |
|-------|-------|
| 1. 男性 | 2. 女性 |
|-------|-------|

問4. あなたの年齢はおいくつですか。(平成27年11月1日現在)(○は1つだけ)

- | | |
|------------|------------|
| 1. 18～19 歳 | 5. 50～59 歳 |
| 2. 20～29 歳 | 6. 60～69 歳 |
| 3. 30～39 歳 | 7. 70～79 歳 |
| 4. 40～49 歳 | 8. 80 歳以上 |

問5. 現在、あなたのお住まいの形態は次のうちどれですか。(○は1つだけ)

- | | |
|--------------|-------------|
| 1. 持ち家(一戸建て) | 4. 借家(集合住宅) |
| 2. 持ち家(集合住宅) | 5. 社宅・寮 |
| 3. 借家(一戸建て) | 6. その他() |

問6. あなたのご職業は何ですか。(主なものに○は1つだけ)

1. 自営業	6. 専業主婦(夫)
2. 会社員	7. 年金生活者
3. 公務員・団体職員	8. 無職
4. パート、アルバイト	9. その他()
5. 学生	

問7. あなたは現在のところに通算、何年くらいお住まいですか。(○は1つだけ)

1. 5年未満	4. 20年以上
2. 5～9年	5. 生まれた時から現在まで
3. 10～19年	

問8. 今後も現在のところに住みたいと思いますか。(○は1つだけ)

1. 住みたい	3. 市外に引っ越したい
2. 市内の他のところに引っ越したい	4. どちらともいえない
選んだ理由()	

問9. 家族構成は次のうちどれですか。(○は1つだけ)

1. 一人暮らし(単身)	4. 三世代(親と子と孫)
2. 夫婦のみ	5. その他()
3. 二世代(親と子)	

問10. あなたの家庭では、家事労働等の時間は1日あたり平均何時間位ですか。
(○は1つだけ)

	していない	1時間未満	1～3時間	4～8時間	9～12時間	13時間以上	決まっていない
介護時間	1	2	3	4	5	6	7
家事時間	1	2	3	4	5	6	7
育児時間	1	2	3	4	5	6	7

問 14 で「1. 現在、参加している」 「2. 今後、参加したい」と答えた方にお伺いします。

問14-1. 参加している方はどのような地域活動やボランティア活動などに参加していますか。また、今後、参加したい方はどのような地域活動に参加したいですか（○はいくつでも）

- | | |
|------------------|------------------|
| 1. 地域のお世話 | 9. 子育てや児童に関わる活動 |
| 2. スポーツ・レクリエーション | 10. 観光振興の協力 |
| 3. 環境美化活動や自然保護活動 | 11. 障害のある方に関わる活動 |
| 4. 高齢者に関わる活動 | 12. 青少年育成活動 |
| 5. 健康づくり活動 | 13. 男女共同参画 |
| 6. まちづくり、地域振興 | 14. N P O 団体の活動 |
| 7. 芸術・文化の振興 | 15. 国際交流、国際協力 |
| 8. 生涯学習や教育、P T A | 16. その他（ ） |

問 14 で「3. 現在、参加していないし、今後も参加しない」と答えた方にお伺いします。

問14-2. 参加するために支障となっていることは何ですか。

（あてはまるもの2つだけ選んで○をつけてください）

- | | |
|------------------------|----------------------------|
| 1. 活動する時間がない | 8. 身近に参加したいと思う活動や共感する団体がない |
| 2. 活動場所への移動手段がない | 9. 活動によるメリットが得られない |
| 3. 体力や健康に自信がない | 10. 家族の理解が得られない |
| 4. 参加するきっかけが得られない | 11. 職場の理解が得られない |
| 5. まったく興味がわからない | 12. その他（ ） |
| 6. 身近に団体や活動内容に関する情報がない | |
| 7. 一緒に参加できる人がいない | |

問15. 地域活動やボランティア活動を活発にするにはどのような事が必要だと思えますか。（あてはまるもの2つだけ選んで○をつけてください）

- | | |
|--------------------|----------------------------|
| 1. 誰もが取り組める活動の呼びかけ | 6. 活動を行うための相談体制の整備 |
| 2. 課題を見つけみんなで関心を持つ | 7. 福祉施設などのボランティアの受け入れ体制の強化 |
| 3. 活動内容の情報提供の強化 | 8. 活動中の事故への対策の確立 |
| 4. 地域ごとに活動拠点を設置する | 9. ボランティア養成講座の積極的実施 |
| 5. 地域・福祉の学習機会を設ける | |

4. 地域福祉に対する考え方と参加意向について

問16. あなたは、地域で生じている様々な生活課題（高齢者・障がいのある人の生活・子育てに関する問題など）に対し、地域住民が自主的にお互いに支え合い、助け合う関係が必要だと思いますか。（○は1つだけ）

- | | |
|------------------|-------------|
| 1. 必要だと思う | 3. 必要だと思わない |
| 2. 関係があった方が良くと思う | 4. わからない |

問17. あなたは、地域で困っている世帯があったら、できる事は何ですか。下記のそれぞれの項目について「あなたの取り組み」、「地域としての取り組み」で該当する数字に○をつけてください（それぞれに○は1つだけ）

	あなたの取り組み		地域としての取り組み	
	できる	できない	できる	できない
① 安否確認の声掛け	1	2	1	2
② 話し相手	1	2	1	2
③ 玄関前の除雪	1	2	1	2
④ ちょっとした買物	1	2	1	2
⑤ ゴミだし	1	2	1	2
⑥ 家の周りの掃除や除草	1	2	1	2
⑦ 高齢者の見守り	1	2	1	2
⑧ 外出のお手伝い	1	2	1	2
⑨ 短時間の子どもの預かり	1	2	1	2
⑩ 子育てや介護の相談	1	2	1	2
⑪ 趣味や余暇活動の場の提供	1	2	1	2
⑫ 短時間の障がい者の見守り	1	2	1	2
⑬ 食事や食料品の提供、貸借	1	2	1	2
⑭ 児童の登下校時の見守り	1	2	1	2
⑮ 防犯のための巡回	1	2	1	2
⑯ 手紙の代筆や電話かけ	1	2	1	2
⑰ 新聞や本の読み聞かせ	1	2	1	2
⑱ 敷地内の荷物の移動	1	2	1	2
⑲ 特にできることはない		2		2

問18. あなたは、介護、子育てなどで困った時、どこに相談しようと思いますか。
 (あてはまるもの3つまで選んで○をつけてください)

1. 家族・親戚	9. 在宅介護支援センター
2. 友人・近所の人	10. 居宅介護支援事業所
3. 市役所	11. 医療機関
4. 学校・職場	12. 民生委員児童委員
5. 福祉施設	13. 高齢福祉推進員
6. 保健センター	14. 食生活改善推進員・母子保健推進員
7. 地域包括支援センター	15. ボランティア
8. 社会福祉協議会	

問19. 市の福祉に関する組織・機関やサービスの利用状況を教えてください。
 (下記のそれぞれの項目について該当するもの1つに○をつけてください)

(1) 組織・機関について	利用したことがある	利用したことはないが名前は知っている	利用したこともないし、名前も知らない
①民生委員児童委員	1	2	3
②社会福祉協議会	1	2	3
③保健センター	1	2	3
④地域包括支援センター	1	2	3
⑤在宅介護支援センター	1	2	3
⑥居宅介護支援事業所 (ケアマネジャー)	1	2	3
⑦訪問看護ステーション	1	2	3
⑧障がい者の相談支援センター	1	2	3

(2) サービスについて	利用したことがある	利用したことはないが名前は知っている	利用したこともないし、名前も知らない
⑧介護保険サービス	1	2	3
⑨健康診断や食生活改善事業	1	2	3
⑩介護予防の取り組み	1	2	3
⑪障がい者福祉サービス	1	2	3

⑫児童福祉サービス	1	2	3
⑬生活困窮者自立支援事業	1	2	3

問20. 地域の福祉を支えるために、特に充実する必要があると思われる市の組織・機関やサービスはどれですか。

(あてはまるもの3つまで選んで○をつけてください)

1. 民生委員児童委員	8. 障がい者の相談支援センター
2. 社会福祉協議会	9. 介護保険サービス
3. 保健センター	10. 健康診断や食生活改善事業
4. 地域包括支援センター	11. 介護予防の取り組み
5. 在宅介護支援センター	12. 障がい者福祉サービス
6. 居宅介護支援事業所(ケアマネジャー)	13. 児童福祉サービス
7. 訪問看護ステーション	14. 生活困窮者自立支援事業

問21. あなたは、市の福祉に関するサービスの情報をどこから入手していますか。

(あてはまるもの3つまで選んで○をつけてください)

1. 家族・親戚	9. 社会福祉協議会
2. 友人・近所の人	10. 在宅介護支援センター
3. 市役所(広報・窓口)	11. 居宅介護支援事業所
4. 学校・職場	12. 医療機関
5. テレビ・ラジオ・新聞・雑誌	13. 民生委員児童委員
6. インターネット	14. 高齢福祉推進員
7. 福祉施設	15. 食生活改善推進員・母子保健推進員
8. 保健センター	16. ボランティア

問22. お年寄りの方、児童、障がいのある方は、一般的に災害発生時に被害者となる危険性が高いと言われています。その対策として、どのようなことに取り組むべきだと思いますか。(あてはまるもの2つだけ選んで○をつけてください)

1. 地域や近所の人による日頃からの協力体制
2. 災害時の情報伝達方法の周知
3. 避難場所の周知
4. 避難誘導體制の整備
5. 危険予想箇所の周知
6. 災害ボランティア体制の整備
7. 防災訓練の実施
8. 災害時の非常食の備蓄
9. 災害時のトイレ対策
10. 災害時の持ち出し品等の確認
11. その他 ()

5. 社会福祉協議会及び民生委員児童委員について

問23. あなたは南砺市社会福祉協議会のことを知っていますか。(○は1つだけ)

1. 名前も活動内容も知っている
2. 名前は聞いたことはあるが、活動内容は知らない
3. 名前も活動内容も知らない

問24. 南砺市社会福祉協議会の広報誌「なんとの福祉」を知っていますか。
(○は1つだけ)

1. 知っているし、必ず読んでいる
2. 知っているし、ときどき読んでいる
3. 知っているが、読んでいない
4. 知らないし、読んでいない

問25. 南砺市社会福祉協議会は以下の事業を行っています。あなたが知っている事業または活動している事業はありますか。(あてはまるものすべてに○)

区分	事業等	知っていますか	募金、参加、活動、利用等をしていいますか
地域福祉事業	1. 赤い羽根共同募金	1.はい 2.いいえ	1.はい 2.いいえ
	2. 歳末助け合い友愛訪問事業	1.はい 2.いいえ	1.はい 2.いいえ
	3. 社会福祉大会	1.はい 2.いいえ	1.はい 2.いいえ
	4. ボランティアフェスティバル	1.はい 2.いいえ	1.はい 2.いいえ
	5. 地域福祉セミナー	1.はい 2.いいえ	1.はい 2.いいえ
	6. ケアネット事業	1.はい 2.いいえ	1.はい 2.いいえ
	7. サロン事業	1.はい 2.いいえ	1.はい 2.いいえ
	8. ボランティア事業	1.はい 2.いいえ	1.はい 2.いいえ
	9. 福祉教育	1.はい 2.いいえ	1.はい 2.いいえ
	10. 支えあいマップ作り研修	1.はい 2.いいえ	1.はい 2.いいえ
総合相談事業	8. ケアネット相談	1.はい 2.いいえ	1.はい 2.いいえ
	9. ボランティア相談	1.はい 2.いいえ	1.はい 2.いいえ
	10. 日常生活や金銭管理相談	1.はい 2.いいえ	1.はい 2.いいえ
	11. 心配ごと相談	1.はい 2.いいえ	1.はい 2.いいえ
	12. 法律相談	1.はい 2.いいえ	1.はい 2.いいえ
貸付事業	13. 生活福祉資金貸付相談	1.はい 2.いいえ	1.はい 2.いいえ
	14. 小口資金貸付事業	1.はい 2.いいえ	1.はい 2.いいえ
在宅福祉支援事業	15. 生活福祉資金貸付事業	1.はい 2.いいえ	1.はい 2.いいえ
	16. 日常生活自立支援事業	1.はい 2.いいえ	1.はい 2.いいえ
	17. 外出支援サービス事業	1.はい 2.いいえ	1.はい 2.いいえ

6. 南砺市について

問31. あなたはこれから南砺市をどんな「福祉のまち」にしたいと思いますか。
(あてはまるもの3つまでを選んで○をつけてください)

1. お互いに支え合い、助け合いができるまち
2. 安心して子育てができるまち
3. 高齢者や障がいのある人も安心して、働けるまち
4. 高齢者や障がいのある人も安心して、外出できるまち
5. 生涯にわたり、生まれ育った場所で安心して、生活できるまち
6. 介護が必要になった時、安心して、在宅サービスが利用できるまち
7. 介護が必要になった時、安心して、施設サービスが利用できるまち
8. いつまでも生きがいをもって、健康に暮らせるまち
9. その他 ()

問32. あなたはこれから南砺市の「福祉」は、何を重点にすべきと思いますか。
(あてはまるもの3つまで選んで○をつけてください)

1. 住民がお互いに助け合える仕組みづくり
2. 気軽に相談できる人、集まれる場の充実
3. ボランティア団体など市民活動の充実
4. 個人の自立を支援するサービスの充実
5. 在宅福祉を支えるサービスの充実
6. 手当など金銭的な援助
7. 子育て環境の充実
8. 高齢者福祉の充実
9. 障がい者福祉の充実
10. 生活困窮者への自立支援（生活支援）
11. その他 ()

問33. あなたは災害時や緊急時において、障がいのある人やひとり暮らしの高齢者
に対して「避難支援」や「安否確認」などの支援を行うためには、どのような
体制をつくるのが良いと思いますか。
(最もあてはまるもの1つだけ選んで○をつけてください)

1. 行政・民生委員児童委員・町内会（自治会）・社会福祉協議会の連携を深め、
新たなネットワークをつくり支援する。
2. 行政が避難行動要支援者（避難を必要とする人）名簿を整備し、自主防災組
織など地域の助け合い活動のなかで支援を行う。
3. 民生委員児童委員や町内会（自治会）を中心として、地域の助け合い活動の
なかで支援を行う
4. 社会福祉協議会が中心となり、地域ボランティア活動のなかで支援を行う
5. わからない
6. その他 ()

7. 制度について

問34. 平成25年6月に災害対策基本法が改正され、市では災害発生時等に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難のために、特に支援を必要とする人の名簿を作成しています。

あなたは避難行動要支援者登録制度を知っていますか。(○は1つだけ)

1. 知っている
2. 知らない

問35. 平成27年4月から生活困窮者への支援制度が始まりました。

あなたは生活困窮者自立支援制度を知っていますか。(○は1つだけ)

1. 知っている
2. 知らない

問36. 平成27年4月の介護保険制度の改正により、地域包括ケアシステムの構築を通じて、高齢者が住みなれた地域で生活を維持できるようにするため、介護、医療、生活支援、介護予防の充実を図っています。

あなたは、ボランティア・自治会などが、生活支援・介護予防サービスの提供をできるようになったこと知っていますか。(○は1つだけ)

1. 知っている
2. 知らない

これで質問を終わります。ご協力をありがとうございました。

その他に福祉サービスや地域の福祉のあり方などについて、ご意見や気にかかること、お困りの事などがありましたら下記の欄にお書きください。

記入欄

この記入済み調査票は同封の返信用封筒に入れ 11月30日(月) までに
ご返送くださるようお願いいたします。

第2期南砺市地域福祉計画策定のスケジュール (案)

	計画策定委員会	事務局 (所管課)
H27年10月	<第1回> 19日	アンケート内容検討 アンケート調査発送
H27年11月		↑アンケートの発送 市内在住18歳以上の男女 3,000人 (無作為) ↓アンケートの回収 30日まで
H27年12月		↑アンケートの集計・分析 ↓
H28年2月		
H28年3月	<第2回>	アンケート結果・計画案の作成
H28年9月	<第3回>	計画案の検討
H28年12月	<第4回>	計画案の検討
H29年2月	<第5回>	計画案の審議
H29年3月		3月議会 提出